

コンプライアンス基本規定

（総則）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人システム・バイオロジー研究機構（以下当機構）におけるコンプライアンスについて規定する。

（定義）

第2条 この規定において「コンプライアンス」とは、法令、定款に定める諸規定、基本方針及び就業規則（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

（勤務する者の責務）

第3条 勤務する者は、前条の基本方針をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

（勤務する者の禁止事項）

第4条 勤務する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）自ら法令等に違反する行為
- （2）他の勤務する者に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- （3）他の勤務する者の法令等に違反する行為を黙認する行為

（通報の義務）

第5条 勤務する者は、他の勤務する者が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに当機構に通報しなければならない。

（懲戒処分等）

第6条 当機構は第4条の規定に違反した勤務する者に対し、就業規則に従い懲戒処分等をする ことができる。

（免責の制限）

第7条 勤務する者は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の 責任を免れることはできない。

- （1）法令等について正しい知識がなかったこと
- （2）法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- （3）他の勤務する者の指示・教唆により行ったこと
- （4）会社の利益を図る目的で行ったこと

（事前相談）

第8条 勤務する者は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ当機構事務局（コンプライアンス相談窓口）に相談しなければならない。

（コンプライアンス研修）

第9条 当機構は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- （1）コンプライアンスへの関心を高めること
- （2）コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

付 則 この規定は、平成27年9月8日より実施する。